

平成24年度自然エネルギー自給コミュニティ創出支援事業 による補助対象事業の募集について

平成24年度自然エネルギー自給コミュニティ創出支援事業による補助対象事業を、下記のとおり募集します。

1 募集期間等

募集期間 平成24年5月25日(金)～6月25日(月)午後5時(必着)

事業採択 平成24年7月中旬

応募状況により追加募集を行う場合があります。

2 応募提出先

申請者が市町村の場合 管轄する地方事務所環境課

申請者が民間団体の場合 申請しようとする事業の実施場所を管轄する市役所又は町村役場の温暖化対策担当課

3 自然エネルギー自給コミュニティ創出支援事業の概要

(1) 目的

地域の特性を活かしてコミュニティレベルでのエネルギー自給率を向上させることで地域社会経済の活性化を図る。

(2) 事業内容

市町村及び民間団体が行う自然エネルギー等によるエネルギー自給コミュニティを創出する地域のモデル的な取組に対して、経費の一部を補助します。

(3) 対象事業の種類

以下の3つの事業メニューにより募集します。

自然エネルギー100%コミュニティ創出事業

地域の関係者との協働による地域特性を活かしたコミュニティレベルでのエネルギー自給率を向上させる先進的な取組。

革新的自然エネルギービジネスモデル等構築支援事業

地域の関係者が連携又は協働して地域の自然エネルギー自給率の向上に資する革新的かつモデル性の高い自然エネルギービジネスモデル等を構築する取組。

次世代自動車(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)導入・利活用推進事業

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の導入・利活用を促すモデル的な取組。

(4) 補助率等

別表のとおり実施内容により異なります。詳細は、下記の県温暖化対策課のホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/ondanka/jikyuu-community/index.htm>)

別表

事業の種類	補助対象者	補助対象事業	補助率及び補助金上限額等
1 自然エネルギー100%コミュニティ創出事業	市町村	地域の関係者との協働による地域特性を活かしたコミュニティレベルでのエネルギー自給率を向上させる先進的な事業 (1) 可能性調査・計画策定・設計 (2) 機器設備導入・実証事業	(1) 2分の1以内、100万円6箇所程度 (2) 2分の1以内、500万円1箇所程度
2 革新的自然エネルギービジネスモデル等構築支援事業	民間団体(民間事業者、NPO、地域協議会、その他法人格を有する知事が認める団体)	地域の関係者が連携又は協働して地域の自然エネルギー自給率の向上に資する革新的かつモデル性の高い自然エネルギービジネスモデル等を構築する事業 (1) 可能性調査・計画策定・設計 (2) 自立したビジネスモデルに有効な機器設備導入・実証事業	(1) 2分の1以内、100万円6箇所程度 (2) 3分の1以内、500万円1箇所程度
3 次世代自動車(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)導入・利活用推進事業	市町村	電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の導入・利活用を促すモデル的な事業 (1) 可能性調査・計画策定 (2) 充電器設置工事等	(1) 2分の1以内、20万円5箇所程度 (2) 2分の1以内、100万円5箇所程度

注) 当該事業の全体予算額は、2,800万円。

平成24年度 自然エネルギー自給コミュニティ創出支援事業募集要項

長野県温暖化対策課

1 趣 旨

地域の特性を活かしてコミュニティレベルでのエネルギー自給率を向上させることで地域社会経済の活性化を図るため、市町村及び民間団体が行う自然エネルギー等によるエネルギー自給コミュニティを創出する地域のモデル的な取組に対して、経費の一部を補助します。

2 募集期間

平成24年5月25日(金) ~ 平成24年6月25日(月)午後5時(必着)

3 補助対象者

(1)市町村

(2)民間団体(民間事業者、NPO、地域協議会等)

民間団体は、次の条件を満たす団体とします。ただし、個人並びに宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の実質支配の下にある法人等は対象としません。

ア 団体として活動を行っていること。

イ 本事業に係る経費について、適正な執行・管理を行うことができる団体であること。

ウ 県内に事業所、事務所等の拠点があること。

また、各申請できる団体の詳細は以下のとおりです。

民間事業者：長野県内に主たる事務所を有し、下表で定める法人格を有する者

区分	民間事業者の要件
製造業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人
その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人

注)資本金、出資金又は従業員数のいずれかが、該当すれば対象となります。

NPO：特定非営利活動法人、特例民法法人、一般財団法人、一般社団法人、公益社団法人、公益財団法人、法人格を有しない非営利団体(ただし、本事業の補助金交付時までには法人格を取得する場合)。

地域協議会：市民、NPO、民間事業者、大学又は行政等で構成される協議会であって、事務局又は本事業の責任者が明確になっている組織(事務局又は責任者が法人格を有しない場合は、本事業の補助金交付時までには法人格を取得する組織)をいう。

その他法人格を有する組織で知事が認める団体

4 補助対象事業

本事業で対象とする事業及び内容は、以下のとおりです。

事業の種類	補助対象者 (補助事業者)	補助対象事業	補助率及び 補助金上限額等
1 自然エネルギー100%コミュニティ創出事業	市町村	地域の関係者との協働による地域特性を活かしたコミュニティレベルでのエネルギー自給率を向上させる先進的な事業 (1)可能性調査・計画策定・設計 (2)機器設備導入・実証事業	(1)2分の1以内、 100万円 6箇所程度 (2)2分の1以内、 500万円 1箇所程度
2 革新的自然エネルギービジネスモデル等構築支援事業	民間団体(民間事業者、NPO、地域協議会、その他法人格を有する組織で知事が認める団体)	地域の関係者が連携又は協働して地域の自然エネルギー自給率の向上に資する革新的かつモデル性の高い自然エネルギービジネスモデル構築等を行う事業 (1)可能性調査・計画策定・設計 (2)自立したビジネスモデルに有効な機器設備導入・実証事業	(1)2分の1以内、 100万円 6箇所程度 (2)3分の1以内、 500万円 1箇所程度
3 次世代自動車(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)導入・利活用推進事業	市町村	電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の導入・利活用を促すモデル的な事業 (1)可能性調査・計画策定 (2)充電器設置工事等	(1)2分の1以内、 20万円 5箇所程度 (2)2分の1以内、 100万円 5箇所程度

5 補助対象外事業

- (1) 県又は市町村が交付する補助金等の交付を受けた事業
- (2) 国の支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- (3) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- (4) 分担金又は負担金としての市町村支出事業
- (5) 宗教的活動に関する事業
- (6) 政治的活動に関する事業
- (7) 公序良俗に反する事業
- (8) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

6 補助対象経費

経費区分	内 容
可能性調査・ 計画策定・設計	報償費、旅費、消耗品費、調査委託費、設計委託費、通信運搬費、備品購入費、使用料及び賃借料、賃金、その他知事が必要と認めた経費
機器設備導入・ 実証事業	工事請負費(補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の購入、製造(改修を含む。)又は据付等に要する経費)、その他知事が必要と認めた経費
充電器設置 工事等	工事請負費(急速充電器又は普通充電スタンド設置・配線工事費、防雨用上屋設置費、案内看板設置費)、その他知事が必要と認めた経費

なお、補助対象外とする経費は、以下のとおりとする。

- (1) 団体の運営費及び人件費並びに施設の維持管理経費
- (2) 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用
- (3) 食糧費
- (4) 損失補填的な経費
- (5) その他知事が不相当と認める経費(過剰施設、将来用設備、兼用設備、予備設備、撤去費用等)

なお、民間団体が補助申請者の場合は、原則消費税は補助対象外とする。

7 対象となる事業の例示

事業の種類	例 示
1 自然エネルギー 100%コミュニティ創 出事業	<p>地域の関係者との協働による地域特性を活かしたコミュニティレベルでのエネルギー自給率を向上させる先進的な事業</p> <p>公共施設を核とした複数の自然エネルギーを活用したエネルギー供給事業 地域資源循環型事業(簡易集材機や薪割機のレンタルによる木質バイオマスの利活用事業など) 地域の効果的な熱供給・利用事業(地中熱、バイオマス、温泉熱、太陽熱、雪氷熱利用事業など)</p>
2 革新的自然エネ ルギービジネスモデ ル等構築支援事業	<p>地域の関係者が連携又は協働して地域の自然エネルギー自給率の向上に資する革新的かつモデル性の高い自然エネルギービジネスモデル構築等を行う事業</p> <p>初期投資ゼロ事業(自然エネルギーの設備の供給に当って、初期投資の軽減を図るビジネスなど) 地域資金活用型事業(地域の市民や企業からの出資など、新しい資金調達の手法の活用によるビジネスなど) 地域資源循環型事業(薪ステーションの設置運営や宅配型薪供給システムの構築による木質バイオマス流通ビジネスなど)</p>
3 次世代自動車 (電気自動車・プラ グインハイブリッド 自動車)導入・利活 用推進事業	<p>電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の導入、利活用を促すモデル的な事業</p> <p>電気自動車等による観光まちづくりのための充電器の設置(工事費等への補助) 電気自動車等の普及活用を図るための観光ルートマップの作成やPR</p>

なお、本例示にかかわらず、先進的かつモデル的な事業の提案をお願いします。

8 選定方法

- (1) 選定委員会の審査を経て、採択事業を決定
- (2) 選定委員の構成 行政関係者、学識経験者、その他知事が指定した者

9 選定基準

- (1) 本事業の便益が広く地域に還元されものであり、かつ自然エネルギーによる自給コミュニティ形成に資するものであること。
- (2) (民間団体の場合) 地域の関係者と連携又は協働する取組みで、それぞれの役割分担が明確で、申請する団体は責任を持った事業執行体制が整っていること。
- (3) (市町村の場合) 地域住民の参画を得て実施する事業、あるいは地域住民の自主的、主体的な活動を促す事業であること。
- (4) 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること。
- (5) 関係法令等に係る諸手続きがなされていること。
- (6) 自然エネルギー関係事業については、ビジネスモデルとして先進的で他地域に波及しうる取組みであること。
- (7) 事業の有効性が認められること(費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等)。
- (8) 事業の継続性、発展性が認められること(将来計画、自立的な組織体制及び資金計画)。
- (9) その他、知事が必要と認める基準を満たしていること。

10 提出書類

提出書類の部数は3部提出してください。(市町村が申請者の場合は2部)

自然エネルギー自給コミュニティ創出支援事業計画書承認申請書(様式第1号)

自然エネルギー自給コミュニティ創出支援事業計画書(様式第2号)

最近2期分の決算書、貸借対照表及び損益計算書(又はこれに準ずる書類)

直近の県税の納税証明書

その他補足資料(事業の内容のわかる位置図、概要図、見取図、設計書、カタログ、写真、団体の規約(定款)、事業費に係る参考見積書、申請団体の自然エネルギー推進の取組みのわかる資料、その他知事が必要と認める書類)なお、市町村が申請する場合は、
、及び団体の規約は不要です。

上記、の様式は下記の県ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/ondanka/jikyu-community/index.htm>

11 応募方法等

応募書類の提出先は、以下のとおりとし、持参又は郵送とします。

持参の場合には、事前に担当者と連絡をとってください。郵送の場合は、締切日必着とします。締切り日以降に到着したものは受理しません。郵送時には必ずあて先に「温暖化対策担当」及び「自然エネルギー自給コミュニティ創出支援事業計画承認申請書在中」と記載してください。

申請者が市町村の場合 管轄する地方事務所環境課

申請者が民間団体の場合 申請しようとする事業の実施場所を管轄する市役所及び町村役場の温暖化対策担当課

12 補助金の交付手続き

対象事業として決定した場合は、改めて交付申請等の事務手続きをしていただきます。

また、事業終了後は速やかに実績報告書を提出していただきます。

なお、事業の確認調査を行いますので、事業に要した経費については、収入及び支出を記した帳簿等経理状況を明確にした関係書類を整えていただく必要があります。

13 補助金の返還等について

次の場合には、補助金の支払いができない（若しくは全額又は一部を返還していただく）場合があります。

- ・ 偽り又は不正の手段により、補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- ・ 補助金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき。
- ・ 補助金を受けた事業を中止したり、縮小したり、完了できなかったとき。

14 評価及び公表

事業終了後に、事業の自己評価をしていただきます。

評価の内容は、各事業主体において公表に努めるとともに、県温暖化対策課に提出いただき県のホームページでも公表させていただきます。

上記のほか、自然エネルギー自給コミュニティ創出支援事業補助金交付要綱及び同要領にご留意ください。

【問い合わせ先】

長野県環境部温暖化対策課 新エネルギー推進係

TEL: 026 - 235 - 7179 (直通)

FAX: 026 - 235 - 7491

Email: ontai@pref.nagano.lg.jp

URL: <http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/ondanka/jikyu-community/index.htm>